

議案第七十九号

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十三年十一月三十日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年港区条例第三十六号）の一部を  
次のように改正する。

第二条第三項中「第六条の二第八項の」を「第六条の三第八項に規定する」に、「第六条の  
三第一項の」を「第六条の四第一項に規定する」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（説 明）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に  
おいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律

第七十一号)の施行による児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。